

## 労働者派遣法に基づく情報提供について

労働者派遣法第 23 条第 5 項、同法施行規則第 18 条の 2 により、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合（「マージン率」）等を、情報提供いたします。

○ 令和 5 年度 マージン率：28.0%

\* 期間；令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日

\* マージン率には、派遣元事業者として会社が負担する様々な経費が含まれています。

（社会保険料や雇用保険料、事業運営費や営業活動費用、福利厚生費、研修費等）

株式会社ヒューテック

派 4 1 - 3 0 0 0 2 0